

穴水町集会所等エアコン設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、町民が安全に、かつ安心して利用できる環境づくりに努めることを目的に、集会所等に換気機能やウイルス対策機能が付いているエアコンの購入費及び設置に要する費用に対し、穴水町補助金交付規則（平成9年4月1日規則第9号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内会等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が集会所等にエアコンを設置する事業であつて、次にあげる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 申請年度の3月31日までに完了するものであること。
- (2) エアコンの設置場所は集会所等であること。
- (3) エアコンの設置について地域の合意が形成されていること。
- (4) 空間除菌、換気機能やウイルス対策機能が付いているエアコンであること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、エアコンの設置に要する費用のうち、修理費用、電気料金等の維持管理費用を除く次に掲げるものとする。

- (1) エアコン購入費用
- (2) エアコン設置工事に要する費用（電気設備含む）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4（8割）の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業を開始する前に補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) エアコンの購入、設置工事等に係る見積書の写し
- (2) エアコンの仕様が分かる資料（仕様書、カタログ等）
- (3) エアコンの設置場所が分かる図面
- (4) エアコンの設置場所の現況写真
- (5) エアコンの設置について地域の合意が形成されていることを示す書類（住民総会、理事会等で設置に関して決議し、同意した議事録等の写し）
- (6) 地域団体の概要資料（団体規約、役員名簿等）

2 前項の規定による申請は、補助対象者につき1回を限度とする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書により、補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更申請等)

第8条 町長は、補助対象事業内の変更（中止・廃止）承認申請書に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日の翌日から起算して30日を経過する日又は3月31日のいずれか早い期日までに、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) エアコン設置に係る領収書等
- (2) エアコン等の現況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払請求)

第12条 町長は、特に必要があると認めたときは、補助金を概算払することができる。

2 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき

(対象期間)

第14条 この補助金の対象期間は令和4年6月20日から令和6年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。